

富士箱根伊豆国立公園指定 90 周年記念ロゴマーク使用取扱要項

1. 趣旨

富士箱根伊豆国立公園指定 90 周年記念ロゴマーク（以下「90 周年ロゴマーク」という。）の使用に際し、必要な事項を定め、令和 8（2026）年 2 月 1 日に富士箱根伊豆国立公園指定 90 周年を迎えることを広く普及啓発することを趣旨とする。

2. 管理権限

90 周年ロゴマークは、環境省関東地方環境事務所富士箱根伊豆国立公園管理事務所が保有し管理権限を持つ。

3. 使用について

90 周年ロゴマークの使用には、次の場合を除き「富士箱根伊豆国立公園指定 90 周年記念ロゴマーク」使用承認申請書〔別添 1〕（以下「申請書」という。）が必要となる。

- （1）国又は地方公共団体が使用する場合
- （2）報道機関が報道目的で使用する場合
- （3）教育又は保育を目的とする機関又は施設が教育又は保育の目的で使用する場合
- （4）富士箱根伊豆国立公園満喫プロジェクト箱根地域協議会及び富士箱根伊豆国立公園満喫プロジェクト富士山麓地域協議会の構成員がイベント周知広告等で使用する場合
- （5）国立公園伊豆諸島地域連絡協議会構成機関・団体及び同協議会各部会参画メンバーがイベント周知広告等で使用する場合
- （6）「富士箱根伊豆国立公園指定 90 周年記念」連携イベントとして登録された場合
- （7）前項のほか、環境省関東地方環境事務所富士箱根伊豆国立公園管理事務所が使用を認めた場合

ただし、上記に該当する場合でも、営利目的で使用する場合にあっては、申請し承認を得ることとする。

4. 90 周年ロゴマークの使用禁止要求

次のいずれかに該当またはそのおそれがある場合、あるいは環境省関東地方環境事務所富士箱根伊豆国立公園管理事務所が不適切と判断した場合は、90 周年ロゴマークの使用を禁止する。

- （1）国民の利益を害するおそれがある場合
- （2）デザインの改変、富士箱根伊豆国立公園と関係のない目的で使用する場合
- （3）特定の思想、宗教または政治活動に利用されるおそれがある場合
- （4）法令又は公序良俗に反するおそれがある場合

なお、環境省関東地方環境事務所富士箱根伊豆国立公園管理事務所は、この要求に伴

って生じる一切の責任を負わないものとする。

5 . 使用期間

90 周年ロゴマークを使用できる期間は、令和 7（2025）年 4 月から令和 8（2026）年 12 月までとする。

6 . その他

本規程に定めるものの他、必要な事項は環境省関東地方環境事務所富士箱根伊豆国立公園管理事務所が別に定める。